

## 米国上場有価証券取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が米国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「米国上場有価証券等」といいます。）の売買等（※）を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

米国上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※「米国上場有価証券等」には、米国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

### <手数料・その他費用の概要>

- ・ 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に、所定の売買（取引）手数料をいただきます。また、米国金融商品市場等における取引手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- ・ 米国上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 米国上場有価証券等に関する口座開設費・管理料はいただきません。
- ・ 米国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨等を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。

### <米国上場有価証券等のお取引に関するリスク>

#### [価格変動リスク]

- ・ 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

#### [信用リスク]

- ・ 米国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

#### [為替変動リスク]

- ・ 米国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### [カントリーリスク]

- ・ 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起こり、損失を被ることがあります。

### [その他の留意点]

- ・ 米国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権又は取得請求権が付された米国上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

## 1. 米国上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 米国上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 米国上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 米国上場有価証券等の売出し

## 2. 手数料及びその他費用

### (1) 取引手数料

成行注文/指値注文にかかわらず、米国市場に上場する株式・ETF 一約定につき 25.2 米ドル(上限)の取引手数料（国内取引手数料/税込み）がかかります。

成行注文：値段を指定せず、迅速な執行を重視する注文方法

指値注文：値段を指定して売買する注文方法

※上記取引手数料のほか売却時のみ現地取引手数料がかかります。現地取引手数料の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

※売却時の約定金額が取引手数料の金額に満たない場合、取引手数料の金額はその約定金額を上限とします。

### (2) その他諸費用

- ・ お取引にあたっては米国上場有価証券等の取引口座を開設していただく必要がありますが、口座開設費及び維持管理費はかかりません。
- ・ その他の外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

## 3. 米国市場上場株式・ETF 取引に係る金融商品取引契約に関する租税の概要

### (1) 個人のお客様に対する課税

- ・ 当該上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等に準じた課税方法が適用されます。なお、損失が生じた場合には、他の上場株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- ・ 当該上場株式等の配当金や分配金は、原則として、上場株式等の配当に準じた課税方法が適用されます。ただし、配当控除の適用はありません。

### (2) 法人のお客様に対する課税

- ・ 当該上場株式等の譲渡による利益、配当金等については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。ただし、受取配当金の益金不算入は適用されません。

※詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
- ・ 本店所在地：〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
- ・ 設立：1999年5月
- ・ 資本金：7,425百万円
- ・ 主な事業：金融商品取引業
- ・ 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

お客様ダイヤル : 0120-846-365 (フリーコール)

03-6737-1666 (携帯電話・PHS・一部IP電話)

ログインIDと暗証番号をご用意ください。

Eメールアドレス : [feedback@monex.co.jp](mailto:feedback@monex.co.jp)

FX、先物、オプション、米国株ダイヤル : 0120-911-440 (フリーコール)

03-6737-1668 (携帯電話・PHS・一部IP電話)

以 上

(平成24年4月)

KTM\_US-3.2